

◎新潟県公安委員会告示第147号

新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（令和3年5月新潟県公安委員会告示第63号）の一部を次のように改正し、令和7年12月15月から施行する。

令和7年12月5日

新潟県公安委員会

委員長 櫻井香子

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(趣旨)	(趣旨)
<p>第1条 この規程は、新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(令和3年新潟県公安委員会規則第7号。以下「規則」という。)第3条、第4条第1項、<u>第3項、第4項</u>ただし書及び第5項ただし書、<u>第6条第1項</u>並びに<u>第7条第2項</u>の規定に関し、必要な事項について定めるものとする。</p>	<p>第1条 この規程は、新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(令和3年新潟県公安委員会規則第7号。以下「規則」という。)第3条、第4条第1項、第4項ただし書及び第5項ただし書並びに<u>第6条第1項</u>の規定に関し、必要な事項について定めるものとする。</p>
(適用する手続等)	(適用する手続等)
<p>第3条 規則第3条の規定により適用する手続等は、<u>インターネットの利用</u>その他の方法により公表するものとする。</p>	<p>第3条 規則第3条の規定により適用する手続等は、<u>別表第1の左欄に掲げる法令のそれぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく手続等</u>とする。</p>
(電磁的記録を作成した年月日時の記録)	(申請者の確認のための措置)
<p>第5条 規則第4条第3項に基づき申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている、又は記載すべき事項をデジタルカメラ、スキャナその他の画像読み取り装置を用いてファイルに記録して入力するときは、<u>当該申請等を行う者が、当該ファイルにその情報を記録した年月日時を記録して行わなければならぬ。</u></p>	<p>第5条 規則第4条第4項ただし書に規定する措置は、<u>別表第2の左欄に掲げる法令のそれぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信</u>（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この項において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（第1号において「申請部分」という。）に次の各号のいずれかに該当するものを用いて接続する措置とする。</p>
(申請者の確認のための措置)	(1) <u>ワンタイムURL</u> （申請部分をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の

2 規則第4条第5項ただし書に規定する措置は、
前項に規定する措置とする。

(処分通知等を電子情報処理組織により受ける場合の届出)

第7条 規則第7条第2号に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨は、規則第4条第2項に規定する方法によって公安委員会又は警察本部長に届け出るものとする。

適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）
第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるものをいう。）

(2) 申請等を行う者ごとに付与された識別符号及び暗証符号

2 規則第4条第5項ただし書に規定する措置は、
別表第2の左欄に掲げる法令のそれぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、規則第4条第2項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信する措置とする。

別表第1 (第3条関係)
(略)

別表第2 (第5条関係)
(略)